

会津地方において材木の販売等を業としている申立会社の平成30年7月分から平成31年3月分までの営業損害(逸失利益)について、申立会社の営業状況等に鑑み、原発事故前直近の平成21年7月から平成22年3月までの売上げを基準とするのではなく、平成20年7月から平成21年3月までの売上げを基準とし、また、対象期間の雑収入に計上された額のうち、別事業に係る売上げは対象期間の売上げとして扱わないで算定した額が賠償された事例(ただし、事故後に事業規模を縮小していること等に照らし、原発事故の影響割合を3割とする。)

## 和解契約書 (全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)につき、申立人有限会社X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

#### (1) 損害項目：営業損害

期 間：自 平成30年7月1日 至 平成31年3月末日

### 第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び期間について、申立人に下記内訳に係る金1, 117, 807円の損害が生じたことを認める。

#### (内訳)

#### (1) 営業損害

金1, 117, 807円

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年2月3日

（仲介委員 齋藤 淳一）